

函 財 税

令和7年(2025年)4月30日

総務常任委員会委員 各位

財 務 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

通知書の誤配による個人情報の漏えいについて

(財務部税務室)

通知書の誤配による個人情報の漏えいについて

1 概要

令和7年4月9日(水)付けで郵送した令和7年度(2025年度)固定資産税(土地・家屋)・都市計画税納税通知書(以下「通知書」という。)について、別人あての通知書が届いたとして、配達先の市民から4月17日(木)に税務室資産税担当に申し出があったことにより、日本郵便株式会社(以下「郵便事業者」という。)による誤配があったことが判明した。

誤配された通知書は開封されており、記載内容が閲覧可能な状態であることを確認した。

(1) 誤配のあった通知書の件数 1件(通知対象者1名)

(2) 通知書に記載の個人情報

住所、氏名、所有する固定資産の情報(所在地、地目、地積、家屋番号、床面積、評価額、課税標準額)および年税額(固定資産税、都市計画税)

2 原因

通知対象者と誤配先の住所が同一(マンション)であり、かつ、集合配達ポストが近接していたことから、郵便事業者の職員が配達する際の確認不足により、誤配したことを郵便事業者に確認した。

3 本市の対応

4月18日(金)、市担当職員と郵便事業者職員が通知対象者宅を訪問したが、不在であったため、通知書とともに連絡依頼文書を投函した。

4月21日(月)、通知対象者からの連絡を受け、4月26日(土)、市担当職員と郵便事業者職員が通知対象者宅を訪問し、郵便事業者職員からは誤配についての経過と謝罪を、市担当職員からは通知書の内容について説明を行った。

また、郵便事業者に対しては、過去にも類似の事案が度々発生していることを踏まえ、個人情報を含む市の郵便物の取扱いについて、改めて細心の注意を払うよう求めた。